

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十八号

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令。内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三十四条及び第三十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

（新型コロナウイルス感染症の指定）

第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を検疫法（以下「法」という。）第三十四条の感染症の種類として指定する。

（法第三十四条の政令で定める期間）

第二条 法第三十四条の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

（法の準用）

第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第二条の二（第二項を除く）、第二章（法第七条第十六条第一項並びに第十八条第二項及び第三項を除く）並びに法第二十八条から第三十三条まで及び第四十一条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の二第一項	前条第一号に掲げる感染症	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る。以下同じ。）
第二条の二第三項	同号に掲げる感染症	新型コロナウイルス感染症
	前条第一号に掲げる感染症	新型コロナウイルス感染症
	同号に掲げる感染症	新型コロナウイルス感染症
第十五条第一項	次の各号に掲げる感染症（こと、それぞれ当該各号に掲げる医療機関）	特定感染症指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定感染症指定医療機関をいう。）第一種感染症指定医療機関（同法に規定する第一種感染症指定医療機関をいう。）又は第二種感染症指定医療機関（同法に規定する第二種感染症指定医療機関をいう。）（以下「感染症指定医療機関」と総称する。）

第十五条第一項ただし書

当該各号に掲げる医療機関

感染症指定医療機関

第十六条第二項

第二条第二号に掲げる感染症
特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関

新型コロナウイルス感染症
感染症指定医療機関

第十六条第三項

前二項
第二条第一号に掲げる感染症のうちベストについては、百四十四時間を超えてはならず、ベスト以外の同号又は同条第二号に掲げる感染症については、五百四時間を超えない期間であつて当該感染症ごとにそれぞれ潜伏期間を考慮して政令で定める期間

前項
三百三十六時間

第十八条第四項

第二条第二号に掲げる感染症

新型コロナウイルス感染症

（事務の区分）

第四条 前条において準用する法第二十二条第二項から第五項まで並びに第二十三条第二項から第五項まで（同条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第七項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 前条において準用する法第二十三条第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

1 （施行期日）
この政令は、公布の日の翌日から施行する。

2 この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時まで第三条において準用する法第三十二条の規定により徴収することができる実費又は第三条において準用する法第三十三条の規定により支弁し、若しくは負担する費用については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 （地方自治法施行令の一部改正）
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）	一 第三条において準用する法第二十二條第二項から第五項まで並びに第二十三條第二項から第五項まで（同条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第七項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務 二 第三条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務
--	--

総務大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十九号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第二条第三号、第二十六条、第二十六条の二、第二十七条第一項及び第三十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表第二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を削り、「同表において単に」を「別表第二において単に」に改める。

第二条の第二項中「及び麻しん」を、「麻しん及び新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び別表第二の二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に改める。

第三条中「及びハンタウイルス肺症候群」を、「ハンタウイルス肺症候群及び新型コロナウイルス感染症」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

感染症	一件につき 二、五〇〇円	を	ジカウイルス感染症	一件につき 二、五〇〇円
ルス感染症	一件につき 四、二〇〇円			

〇円に改める。

別表第二の二病原体の有無に関する検査の項中

五〇〇円	を	麻しん	一件につき 二、五〇〇円	に改める。
		新型コロナウイルス感染症	一件につき 四、二〇〇円	

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三條中、「法第八條第一項」を「法第八條（第二項を除く。）」に改め、同條の表法第八條第一項の項の次に次のように加える。

法第八條第三項	一類感染症の無症状病原体保有者 又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
	それぞれ一類感染症の患者又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症

第三條の表法第十二條第一項の項中「又は無症状病原体保有者」を削り、同表法第十五條第一項及び第二項の項下欄中「若しくは無症状病原体保有者」を削り、同表法第十五條第三項第一号の項中「疑似症患者」の下に「若しくは無症状病原体保有者」を加え、同表法第十五條第六項の項下欄中「若しくは無症状病原体保有者」を削り、同表法第十八條第一項の項中「新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者」の下に「又は無症状病原体保有者」を加え、同項の次に次のように加える。

法第十八條第二項	患者及び無症状病原体保有者	患者
法第十八條第四項	患者若しくは無症状病原体保有者	患者
法第十八條第五項	患者又は無症状病原体保有者	患者

第三條の表法第二十二條第一項及び第二項の項を次のように改める。

法第二十二條第一項、 第二項及び第四項	当該入院に係る一類感染症	新型コロナウイルス感染症
------------------------	--------------	--------------

第三條の表法第二十二條第四項の項を削り、同表法第三十五條第一項の項中「疑似症患者」の下に「若しくは無症状病原体保有者」を加える。

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第十六号

新型コロナウイルス感染症を檢疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）第三条の規定により準用する檢疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十八条第四項及び第四十一条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を檢疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により檢疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令を次のように定める。

令和二年二月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

新型コロナウイルス感染症を檢疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により檢疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令

新型コロナウイルス感染症を檢疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）第三条の規定により檢疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の規定を準用する場合には、同令第六条第二項中「次に掲げる時間」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間」と、同令第六条の二中「場所」とあるのは「場所及び当該者の体温その他の健康状態」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日の翌日から施行する。
（この省令の失効）
- 2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。
（檢疫法施行規則の一部改正）
- 3 檢疫法施行規則の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（仮檢疫済証の様式等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮檢疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（仮檢疫済証の様式等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮檢疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間</p>
三〇八（略）	四〇九（略）